農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 対象農業者の要件の変更

対象農業者に関 耕作 この業務 の規模に関する基準を設け ないものとすること。

認定農業者及び集落営農組織

のほか、

農業経営基盤強化促進法に規

定する認定就農者を加えること。

対象農業者に該当する者として、

(第二条第四項第一号関係)

第二 生産条件に関する不利 を補正するための交付金に係る交付基準の変更

生産 条件に関する不利 !を補! 正するため Ó 交付金として、 次に掲げる交付金を交付するものとすること。

(-)当該年度における対象農産物 の作付 面積に応じて交付する交付金

 $(\underline{})$ 当該年度における対象農産物 の品質及び生産量に応じて交付する交付金

(第三条第一項関係)

一の二の交付金の金額は、 一の一の交付金の金額を基礎として算定した調整額を控除して算定するも

のとすること。

(第三条第四項、第六項及び第七項関係)

生産条件不利補正対象農産物」 及び 「収入減少影響緩和対象農産物」 の定義の明確化

(-)生産 条件不利補 正 対象農 産 物 とは、 対象農産 物 のうち、 我が 玉 に お け る標 進 的 な 生 一産費が 7標準

的 な 販 売 価 格を超えると認めら れるも <u>0</u> であって、 我 が 国に、 おける生産条件 と外国 Tにお ける生産 条件

0) 格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定めるものをいうものとすること。

(第二条第二項関係)

(__) 「収入減少影響緩和 対象農 産物」 とは、 対象農産物 のうち、 収入の減少が農業経営に及ぼす影響を

緩 和 する必ず 要が あるものとして政令で定めるものをいうものとすること。 (第二条第三項 (関係)

二 施行期日等

(-)こ の 法律は、 平成二十七年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

(__) 改正 後 の規定は、 亚 成二十七年度 収 入の減・ 少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため の交付金に

あ っては、 平成二十八年度) の交付金から適用するものとすること。

(附則第二条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。